

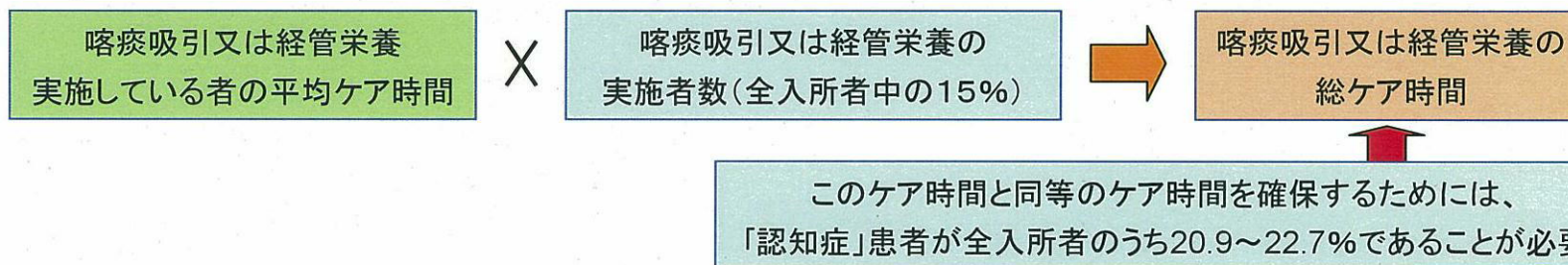
「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準におけるランクMに該当する者の割合」に着目した施設要件について

【身体的な医療ニーズと精神的な医療ニーズに係る看護職員によるケア時間の視点】

- 介護療養型老人保健施設において「入所者の15%以上が経管栄養又は喀痰吸引を実施」している場合の総ケア時間と同等のケア時間が必要な「認知症」の患者の割合は、「全入所者のうち20.9～22.7%以上」となった。

	看護職員のケア時間(患者1人当たり、1日当たり)		
	医療区分1	医療区分2	医療区分1+2の3割の場合の平均ケア時間
経管栄養	76.7分	92.0分	81.1分
喀痰吸引	78.5分	97.0分	88.1分
認知症	55.5分	74.3分	58.3分

※「認知症」については、「アルツハイマー病」と「アルツハイマー病以外の認知症」のケア時間から算出



(出典)平成18年度慢性期入院医療の包括評価に関する調査

結論

- 精神的な医療ニーズに着目した施設要件については、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準におけるランクMに該当する者の割合」については、20%以上としてはどうか。